

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第27号

### 大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次」の次に「の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」を加え、同条第1号中「（別表第1に規定する日常生活上）」を「日常生活上」に改め、「（ただし、医師の診断があり、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。）」を削り、「範囲内」の次に「（ただし、医師の診断があり、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。）」を加え、「をいう。以下同じ。）」を削り、同条第2号中「住宅改修費助成事業（）」を「住宅改修費助成事業 第4条に定める」に、「基準上限額」を「上限額」に改め、「をいう。以下同じ。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号の用具の種目、品目、基準上限額及び耐用年数は、別表第1のとおりとする。

第3条第1項中「前条の」を「前条第1項各号に掲げる」に、「掲げる事業」を「掲げる区分」に改め、同項第1号中「規定する日常生活用具給付事業の」を「掲げる」に改め、同条第2項中「前条の事業」を「用具給付事業」に改め、同項第2号中「第5条に規定する申請者が障がい児の保護者以外の場合について」を「当該対象者が障がい者である場合」に、「世帯員は申請者」を「当該障がい者」に、「のみとする。以下同じ」を「に限る」に改める。

第4条の見出しを「（住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲）」に改める。

第7条第3項中「用具給付事業のうち排せつ管理支援用具」を「別表第1に掲げる品目のうち、同表に掲げる基準上限額を月額単位としているもの」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 基準上限額に2を乗じた額の範囲内で、2月分の給付を1枚の給付券として交付すること。

第9条第4項中「属する世帯」の次に「（当該給付決定障がい者等が障がい者である場合は、当該障がい者及びその配偶者に限る。）」を加える。

第16条を第18条とし、第12条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第11条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（暴力団等の排除）

第13条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、

用具給付事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第7条の規定による決定を行わない。

第10条の次に次の1条を加える。

（紙おむつの給付に係る特例）

第11条 給付決定障がい者等のうち紙おむつの給付を受けようとするものは、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる方法によることができる。

(1) 当該紙おむつの給付を受ける際に、給付決定障がい者等が業者に対し、その費用の全額を支払う。

(2) 当該紙おむつの給付券及び前号の規定により業者に支払った費用の額を証する書類を添えて、市長に当該支払った費用の額から自己負担額を控除した額の支払を請求する。

2 前項の規定による支払方法を希望する給付決定障がい者等は、市長に対し、第5条の申請に併せてその旨を申し出なければならない。

別表第1中「第3条」の次に「、第7条、第9条、第15条」を加え、情報・意思疎通支援用具、情報・通信支援用具の項中「及び」を「又は」に、同用具、人工咽頭の項中「人工咽頭」を「人工喉頭」に、「言語機能障がい」を「音声機能障がい」に改め、同項の次に次のように加える。

人工鼻	月額 24,200円	身体障がい者であつて、埋込型人工喉頭を常時使用している者	
-----	---------------	------------------------------	--

別表第2中「第15条」を「第17条」に改め、同表第6号様式の項中「第14条」を「第16条」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。